破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２３１２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目６番８―702号
破産者　五十嵐博美
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第２１号
相模原市南区大野台５丁目16番19号　シティハイムアムール101
破産者　阿部まり子
成年後見人　鈴木眞理子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
2　一般調査期日　平成30年４月25日午後２時30分
平成30年３月28日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７９８号
兵庫県明石市鳥羽1540―１アメニティーハウス105号室、開始決定時兵庫県明石市川崎町２番12―124号
破産者　榊原登志子
1　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
2　一般調査期日　平成30年６月４日午後２時30分
平成30年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３５号
札幌市東区東雁来14条２丁目９番17号
破産者　三村　貞剛（旧姓南雲）
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年６月５日午前10時
平成30年４月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８４２号
大阪府豊中市寺内１丁目10番30―205号
破産者　伊藤　　修
1　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
2　一般調査期日　平成30年６月25日午後２時
平成30年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４０号
大阪府八尾市南太子堂１丁目１番39号
破産者　マルキン食品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午後２時
平成30年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第５４５号
岡山市北区野田２丁目11番17号
破産者　株式会社ジャパンエネルギーグループ
異議申述期間　平成30年６月５日まで
平成30年４月５日
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第６号
名古屋市中区栄１丁目14番20号東海御園ハイツ702号
清算株式会社　株式会社かどや
代表清算人　堀場　實好
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（ヒ）第３０１３号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目18番９号
清算株式会社　株式会社エイチ・ケイ
代表清算人　谷口　恵美
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成３０年（再）第３号
愛知県豊田市大成町３丁目94番地
再生債務者　株式会社心
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　愛知県岡崎市戸崎町字上り場西49番地　天政ビル２階　牧野・櫻井法律事務所　弁護士　牧野　　守
平成30年４月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成３０年（再）第１号
熊本市中央区安政町５番15
再生債務者　医療法人浩仁会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　熊本市中央区京町１丁目14番31号ルミエール観音坂301　平野法律事務所　弁護士　平野　誠司
平成30年４月２日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２６年（再）第１号
奈良県生駒郡三郷町城山台１丁目４番４号
再生債務者　荻田　　卓
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成30年４月３日　　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第５号
相模原市緑区橋本８丁目３番33号　ブリランテ・ヴィータ201
再生債務者　土谷　俊介
1　決定年月日時　平成30年４月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再イ）第２４号
埼玉県川越市大字砂716番地29
再生債務者　中平　晃成
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第５号
岐阜県土岐市肥田町浅野900番地の１
再生債務者　松村美代子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（再イ）第５号
三重県桑名市陽だまりの丘５丁目618番地
再生債務者　西尾　吉史
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月２日から平成30年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部

平成３０年（再イ）第７４号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘３丁目11番地３
再生債務者　齋藤　優作
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月10日から平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第９３号
札幌市豊平区平岸４条18丁目１番50―427号
再生債務者　山田　佳祐
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月10日から平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部